

#### A 消費税率が8%で済む主なケース(軽減税率以外)

- 1 2019年3月31日までに契約を結ぶ**  
結婚式や披露宴の代金  
注文住宅や壁の色などを特別に注文できるマンションの工事代金
  - 2 19年3月31日までに申し込み、同9月30日までに料金を支払う**  
雑誌の年間購読料や毎月刊行する全集
  - 3 19年3月31日までに条件が提示され、同9月30日までに申し込む**  
新聞、テレビ、インターネットなどを通じた通信販売
  - 4 19年3月31日までに契約し、お金を積み立てる**  
互助会による冠婚葬祭サービス
  - 5 料金を19年9月30日までに支払う**  
電車、バス、船舶、航空機などの旅客運賃、定期券  
映画、音楽、スポーツ、美術館、遊園地などの入場料金

## B 軽減税率(8%)の対象になる、ならない

	なる⇒8%		ならない⇒10%
ミネラルウォーター	水道水		
ノンアルコールピール	発泡酒		
みりん風調味料 (アルコール分1度未満)	みりん		
出前のそば	店で食べるそば		
テークアウトする ハンバーガー	店で食べる ハンバーガー		
オロナミンC (清涼飲料水)	リポビタンD (指定医薬部外品)		
学校給食	大学の食堂		



\*増税前に契約で税率据え置き

現在8%の消費税の税率が2019年10月から10%に上がるが、実は増税後も8%で済む特別な経過措置がある。酒類を除く飲食料品なども8%で据え置かれる。家計の負担を減らすため、今から知っておきたい知識をまとめた。

結婚式など特例で8%

来年10月に結婚式を挙げて披露宴を開く場合、消費税の税率は何%か——。正解は「通常は10%だが、契約時期によっては8%で済む」。なぜこうなるのか。

の代金だ。注文住宅や内装などについて購入者が注文できることのマンションの契約など一定の工事代金も、3月末までに契約するなら引き渡しが10月以降でも8%だ。

9月末までに申し込むと  
通信販売だ。これらも10%  
降に商品を受け取ったと  
も8%で済む。

的なサービスの購入に当たらない」（藤曲氏）からだ。



国税庁は「経過措置」や「軽減税率」についての情報を発信しているが…



ースもあり、消費者の間では早くも混乱が見られる。  
ミネラルウォーターは飲料なので8%だが、水道水は洗濯などにも使うので10%。アーリン風調味料は食料品だが、りんは酒類なので10%。出前やテークアウトの食品は8%だが、同じものを店で食べると外食に該当し10%になる。家計の負担を減らすには細かい知識も要求されそうだ。